

中国商標に関する取消及び異議理由

自社製品・サービスについて中国において商標登録出願しようとする際、出願人はその商標がすでにその製品・サービスにおいて抜け駆け出願され、或いは登録されたことを発見する可能性がある。また、例えば出願人がコンピューター製造企業であるとするれば、出願人の製品であるコンピューターに使用する商標が他の者により指定商品「被服」において出願或いは登録されたことを発見する可能性がある。あるいは、出願人の商号又はロゴが他の者により商標出願或いは登録されたことを発見する可能性があるし、更に出願人のある商標が記述的なものであり、又は既にその指定商品の普通名称になっている可能性もある。

もし上記のようなことがあった場合、出願人は自社商標登録の妨げとなるこれらの商標を消滅させようとするだろうか？ もし消滅させようとするのであれば、どのように対応するのか、および、どのような理由に基づいて対応すべきなのか、という観点につき、中国商標に関連する法律及び筆者の実務経験を踏まえ、以下のとおり分析及び提案する。

中国は大陸法系の国家であり、商標にかかわる法律は主に『中華人民共和国商標法』及び『中華人民共和国商標法実施条例』である。当該二つの法律法規によると、登録済の商標に対しては取消審判を請求し、取消の種類により、商標局又は商標評審委員会に裁決をしてもらうことができる。出願中の商標に対しては、公告後の三カ月以内に異議申立を提出し、商標局に裁決をしてもらうことができる。

一．取消

商標の取消は主に「登録不当商標の取消」及び「使用不当商標の取消」の二種類に分けられる。

A. 登録不当商標の取消

登録不当商標の取消には、次の三種類がある。

1. 登録された商標が『商標法』第10条、第11条、第12条の規定に違反しているか、又は詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を取得したときは、商標局は当該登録商標を取り消す。その他如何なる組織又は個人も、商標評審委員会に対しそのような登録商標を取り消す裁定を請求することができる。

官庁機構：商標局（職権により当該登録商標を取り消す）又は商標評審委員会（組織又は個人の請求により当該登録商標を取り消す）

申請者：如何なる組織又は個人

期限：商標の登録日以後いつでも

『商標法』第10条により、次に掲げる標識を商標として使用してはならない。

(1) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、又は勳章と同一若しくは類似のもの、及び中央国家機関所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称及び設計と同一のもの。

(2)外国の国名、国旗、国章、又は軍旗と同一若しくは類似のもの。ただし、当該国政府が使用に同意する場合はこの限りでない。

(3)政府間で組織する国際組織の名称、旗、又は徽章と同一若しくは類似のもの。ただし、当該組織が使用に同意する場合、又は公衆に容易に誤認させない場合はこの限りでない。

(4)監督用又は保証用の政府標識又は検査印と同一若しくは類似のもの。ただし、使用の権限が付与された場合はこの限りでない。

(5)「赤十字」、「赤新月」の名称、又は標識と同一若しくは類似のもの。

(6)民族差別扱いの性格を帯びたもの。

(7)商品の宣伝において、誇大性及び欺瞞性を帯びたもの。

(8)社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの。

県又はそれ以上のクラスの行政区画の地名及び一般に知られた外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を有する場合、又は団体標章、証明標章の一部とする場合はこの限りでない。地名が商標として既に登録された場合の商標は引き続き有効である。

『商標法』第11条により、次に掲げる標識を商標として登録してはならない。

(1)当該商品の普通に用いられる名称、意匠、ひな形のみからなるもの。

(2)商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したものの。

(3)顕著な特徴に欠けるもの。

前段落に掲げる標識は、使用により顕著な特徴を取得し、容易に識別可能となった場合は、商標として登録することができる。

『商標法』第12条により、三次元標識で商標登録を出願するときは、商品自体の性質により生じた形状、技術的效果を獲得するために必要な商品形状又は商品に実質的な価値を具備させる形状で登録してはならない。

「詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段で商標を取得する」とは出願人が偽った資料を提出することにより、商標局が何も知らないうちに商標の登録を取得するということである。例えば、出願人が商標登録出願書又は身分証明書を偽造するなどした場合である。

2.登録された商標が『商標法』第13条、第15条、第16条、第31条の規定に違反しているときは、当該商標の登録日から五年以内に、他の商標所有者又は関係当事者は、商標評審委員会に対しその登録商標を取り消す裁定を請求することができる。悪意による馳名商標の登録の場合、その真の所有者に対しては五年間の制限はない。

官庁機構：商標評審委員会

提出者：他の商標所有者又は利害関係者

期限：商標の登録日から五年以内。悪意による馳名商標の登録の場合、その真の所有者に対しては五年間の制限はない。

『商標法』第13条：同一又は類似の商品について登録出願する商標は、中国で登録されていない他の者の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、混同を引き起こし易いときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について登録出願する商標は、中国で登録された他の者の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録人の利益に損害を与えることになるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

『商標法』第15条：授權されていない代理人又は代表者が自分の名義で被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

商標がそれを使用する商品の地理的表示を含むが、その商品が表示された地域の原産ではない点につき、公衆に誤認させるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録した商標は引き続き有効である。

『商標法』第31条：商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず、他の者の既に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。

3.既に登録された商標について係争があるときは、当事者は当該商標の登録許可日から五年以内に商標審査委員会に対し裁定を請求することができる。すなわち、先に商標登録出願をした者は、他の者が後で出願した商標がその先行商標と同一又は類似する商品において同一又は類似すると判断した場合、当該の他の者の商標の登録日から五年以内に商標審査委員会に対し取り消す裁定を請求することができる。

官庁機構：商標審査委員会

提出者：先に商標登録出願をした商標権者

期限：後で出願された商標の登録日から五年以内

『商標法』第28条：登録出願された商標は、本法の関係規定を満たさないとき、若しくは他の者が同一商品又は類似商品に既に登録していた、又は審査後予備的に許可された商標と同一又は類似しているときは、商標局が出願を拒絶し、これを公告しない。

B. 使用不当商標の取消

三年間連続して使用されていない登録商標に対して、如何なる個人又は組織も商標局に当該商標の取消審判請求を提出することができる。

官庁機構：商標局

提出者：如何なる個人又は組織

期限：登録日より三年間後

不使用取消審判の特徴としては、不使用でないことの挙証責任は商標権者のほうにある。実務では、取消審判の請求日より起算し、その前の三年間における使用証拠が商標局により要求される。

二．異議

取消の対象が登録商標であるのに対し、異議の対象は初歩審査で登録許可と査定され、公告された商標である。異議申立人が商標局の初歩審査で登録許可と査定された商標に対して登録すべきではないと反対意見を出す手続きである。異議申立の根拠となる理由は取消審判とほぼ同じであり、即ち、以下の理由がある。

- ・商標法第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条若しくは第31条の規定に違反したこと。
- ・詐欺的な手段若しくはその他の不正な手段による出願であること。
- ・他の者が同一若しくは類似する商品においてすでに出願された商標と同一若しくは類似すること。

初歩審査で登録許可と査定された商標に対して、公告日より三ヶ月以内に、如何なる個人又は組織も商標局に異議申立を提出することができる。

官庁機構：商標局

提出者：如何なる個人又は組織

期限：公告日より三ヶ月以内

三．異議又は取消におけるいくつかの重要問題に関する説明

異議においても取消においても、『商標法』第13条及び第31条の実際適用がとても複雑であるので、以下のとおりさらに説明する。

- ・商標法第13条について

馳名商標 (Well-known trademark) は国際通用の法律用語であり、知名度及び評判の高い商標を指す。馳名商標は知的財産権分野における重要な法律概念であり、普通の商標に比べ、模倣されやすく、権利侵害されやすいものである。法律によって与えられる保護範囲も広く、保護程度も強い。馳名商標は商標の保護範囲を拡大する法律概念として、圧倒的多数の国家において認められている。

中国は1985年3月に「工業所有権の保護に関するパリ条約」(以下、「パリ条約」と省略する。)の加盟国になってから、正式に馳名商標の認定及び保護を始めた。中国法律の関連規定によると、馳名商標の認定には、「個別案件認定、消極的保護」という原則が採用されている。中国馳名商標の認定は二種類に分けられる。

司法認定

最高人民法院が発行した「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」に規定されているように、中級以上及び授権された基層人民法院が商標紛争案件を審理する際、馳名商標を認定することができる。

行政認定

商標管理、商標異議、商標異議決定に対する不服審判及び取消審判で、行政機関が馳名商標を認定することができる。商標管理案件で馳名商標認定をする際、地市级工商局が立件し、省級工商局の審査を経てから商標局に届け出る。

商標異議、商標異議不服審判又は商標取消案件で馳名商標認定をする際には、請求人は異議・異議決定に対する不服審判、取消審判を提出し、商標の馳名状態を証明できる関連資料も同時に提出すべきである。本文では「行政認定」における後者について説明する。

商標局又は商標評審委員会が馳名商標を認定する際、以下の要素を考慮しなければならない。（『商標法』第14条）

- ・関連公衆の当該商標に対する認知度
- ・当該商標の使用継続期間
- ・当該商標のあらゆる宣伝の継続時間、程度及び地域範囲
- ・当該商標がかつて馳名商標として保護を受けた記録
- ・当該商標の登録状況
- ・当該商標の馳名状態を証明するその他の要素

『馳名商標の認定及び保護規定』第三条及び『商標の審査及び審理標準』における馳名商標の関連判定を参考にし、馳名商標認定の参考要素を証明できる証拠資料を以下にまとめる。

(一) 当該商標の関連公衆における認知度を証明できる関連資料

- ・企業紹介：企業の発展歴史、所有制の性質、経営範囲、登録資本金、資本金総額及び経営状況などを示す資料
- ・商標創意の説明
- ・当該商標が付された商品又はサービスを出展した展覧会などの関連資料
- ・当該商標の受賞歴、例えば、直近三年間に当該商標が付された商品又はサービスが獲得した各種の栄誉及び資質証明書などのコピー

(二) 当該商標の使用継続期間を証明できる関連資料

- ・当該商標が使用された商品又はサービスの契約書、伝票、船荷証券、銀行が発行した所得書類、輸出入証拠などを示す資料
- ・当該商標が最初に使用された時間及び連続使用状況の関連資料
- ・当該商標の中国における登録証明書類
- ・当該商標の海外及び関連地域における登録証明書類

(三) 当該商標のあらゆる宣伝の継続時間、程度及び地域範囲を証明できる関連資料

- ・当該商標の放送、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、インターネット、屋外などのメディア広告及び広告の投入量、カバーする地域範囲、メディア評論その他の宣伝活動資料。

例えば、広告のカット編集、商品宣伝パンフレット、商品説明書及び広告契約書などのコピー

(四) 当該商標がかつて馳名商標として保護を受けたことを示す関連資料

- ・中国商標行政主管機関又は司法機関がかつて当該商標を馳名商標と認定し保護を与えたことを示す関連資料及び当該商標に対する権利侵害又は模倣の関連状況を示す資料
- ・当該商標がほかの国家及び地域において馳名商標として保護されたことを示す関連資料

(五) 当該商標の馳名状態を証明するその他の要素

- ・当該商標が付された商品の直近の三年間の生産量、販売額、販売収入、利益及び税金などを示す資料
- ・当該商標が付された商品又はサービスの販売地域範囲、販売拠点の分布及び販売ルート、方法の関連資料
- ・資格のある評価機関が発行した当該商標の無形資産としての価値報告書
- ・権威機構、業界協会が公布又は発行した当該商標が付けられた商品・サービスの販売額、利潤、税金、生産額の統計及びランク、広告額の統計などを示す資料

注意すべき点：

- ・商標が馳名商標であるか否かを認定する際、具体的な個別案件の状況に基づいて商標法第十四条に列挙された各項目を総合的に考慮すべきである。ただし、当該商標が必ずしもすべての要素を満足しなければならないというわけではない。
- ・上記の証拠資料は、原則的に係争商標の出願日前のものに限る。
- ・商標の馳名状態を証明するための証拠資料は中国におけるものとは限らないが、海外の証拠資料は当該商標が中国の関連公衆に広く知られていることを証明し得るものでなければならない。
- ・馳名商標の認定は、当該商標の中国における登録若しくは出願又はその指定商品・サービスの中国における実際の生産、販売若しくは提供を前提としない。当該商標の指定商品及びサービスに関する宣伝活動も当該商標の使用と見なされ、それに関連する資料は当該商標が馳名であるとの証拠となる。
- ・請求人自らの陳述又は内部資料は、その効力を支持するため、他の主体又は官庁機構からの証拠と合わせて提出したほうが良い。
- ・証拠はオリジナル又は公証済のコピーを提出したほうが良い。公証済でないコピーだけを提出した場合、商標局・商標評審委員会・法院がその証拠の効力は高くない又は完全ないと判断する恐れがある。

2009年4月21日に公布された『国家工商行政管理総局馳名商標認定細則』は、馳名商標認定の手続きをさらに詳しく規定した上、馳名商標認定に携わる主体(商標局局長弁公室、商標評審委員会、馳名商標認定委員会)及びその任務の配布、人員構成、認定する際に考慮すべき要素及び審査すべき証拠資料、監督主体及び方式などの各方面についても詳しく規定し、具体的な要求を明確させた。馳名商標認定の請求人がますます増えるのに対し、証拠基準が高くなり、審査基準も厳しくなったため、今の段階では馳名商標の認定は極めて難しい。

・商標法第31条について

商標法第31条には「他の者の既に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない」とあるが、その適用要件は以下のとおりである。

- ・他の者の商標が係争商標の出願日以前にすでに中国で使用されており、且つ一定の影響があるが、登録出願はしていない。
- ・係争商標が他の者の商標に同一又は類似する。
- ・原則としては、係争商標が使用された商品もしくはサービスが他の者の商標が使用された商品もしくはサービスと同一又は類似する。
- ・係争商標の出願人に悪意があった。

ある商標が一定の影響を有するか否かを認定するには、個別案件の事情により、以下に掲げる要素を総合して考慮しなければならない。ただし、当該商標が以下の要素を全部満たすことを前提とはしない。

- ・関連公衆における当該商標の認知度
- ・当該商標の使用の継続時間及び地域範囲
- ・当該商標のあらゆる宣伝活動の時間、方法、程度及び地域範囲
- ・当該商標の影響力を証明するその他の要素

上記要素は多種類の証拠資料により証明することができる。ただし、当該証拠資料は原則的に係争商標の出願日以前のものに限られ、且つ、使用された商標の標識、商標が付された商品・サービス、使用日付、使用者を示すことのできるものでなければならない。

係争商標の出願人に悪意があるか否かを判断するには、以下に掲げる要素を総合的に考慮することができる。

- ・係争商標の出願人と先の商標使用人との間には取引関係や提携関係があった。
- ・係争商標の出願人と先の商標使用人との間にトラブルが起こったことがあり、係争商標の出願人が当該商標の存在を知る機会があった。
- ・係争商標出願人と先の商標使用人との間に内部人員の往来関係があった。
- ・係争商標の出願人は係争商標が登録を受けた後、不当の利益を図り、先の商標使用人の商標の名声及び影響力を利用して消費者を誤認させるような宣伝をし、先の商標使用人を脅迫し取引を迫り、又は先の商標使用者若しくは他の者に多額の譲渡費用、ライセンス費用若しくは侵害賠償を要求する行為があった。
- ・先の商標使用人の商標の独創性が高い。
- ・悪意があると認められるその他の事情があった。

「商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず」とあるが、「先の権利」には商号権、著作権、意匠権、肖像権、自然人の氏名権などが含まれている。

なお、実務例でいうと、他の者の商号を文字商標にし、又は他の者が著作権を享有する作品（たとえば美術作品）を図形商標にした抜け駆け出願が多い。

他の者が、先に中国において登記され且つ一定の知名度がある商号に同一又は類似する文字を商標にし、これによって中国関連公衆を誤認させやすく、先の商号権利者の利益に損害を及ぼす可能性がある場合は、他の者の商号権侵害だと認められる。その適用要件は以下のとおりである。

- ・当該商号の中国における登記、使用は係争商標の出願日より早い。
- ・当該商号が中国関連公衆において一定の知名度がある。
- ・係争商標の登録及び使用は、関連公衆に混同を惹起させやすく、先の商号権利者の利益に損害を及ぼす可能性がある。即ち、係争商標の登録及び使用は、関連公衆に当該商標が付された商品もしくはサービスが先の商号権利者により生産もしくは提供されたもの、又は先の商号権利者と何らかの関係を持つものだと混同される可能性がある。

中国企業の商号又は外国企業の商号の中国語訳は、中国における登記が第31条の適用要件である。外国企業の外国語商号は中国における登記が適用要件ではないが、使用及び知名度は同じく適用要件となる。

他の者が著作権を享有する作品を、権利者の許諾を得ずに、商標として出願する行為は、他の者の著作権侵害だと認められる。その適用要件は以下のとおりである。

- ・係争商標は他の者が先に著作権を享有する作品と同一又は実質的に類似する。
- ・係争商標の出願人は他の者が先に著作権を享有する作品に触れた又は触れる機会があった。
- ・係争商標の出願人は著作権者の許諾を得ていない。

先の著作権を享有するという事実は以下に掲げる証拠書類により証明できる。

- ・著作権登録証書
- ・先に当該作品を公開発表した証拠資料
- ・先に当該作品の創作を完成した証拠資料
- ・先に相続、譲渡などの方法により著作権を取得した証拠資料

すでに効力を生じた判決文により、当事者が先に著作権を享有するという事実が認められたことがある場合、十分な反対証拠がなければ、当事者の先の著作権を認めることができる。

著作権登録は強制的なものではない。ただし、著作権登録証書は著作権享有の初歩的な証拠であり、反対の事実がなければ、著作権登録証書に記載された事実が本当なものだと認められるべきである。同様に、その他の証拠書類に比べれば、著作権登録証書は中国行政管理機関又は司法機関に受け入れられやすい。したがって、著作権に関する証拠資料をもっと説得力のあるものにするために、中国で著作権登録を行ったほうがよいと思われる。

る。

日本実務者からのコメント

本稿の話題中、特に注目すべきなのは、抜け駆け商標対策である。すなわち、日本他で一定の顧客吸引力を獲得した商標を、中国で登録出願していないことを奇貨として第三者が抜け駆け的に出願・登録してしまい、本家本元が中国で使用ができなくなってしまう、というニュースに接することがこのところ多くなっている。商標の出願行為は自由意思に委ねられるべきであるから本来どんな商標を出願しても自由であるが、この「自由」に名を借りた、先行市場開拓者や業務上の信用蓄積者の持つに至ったグッドウィルを潜奪するような行為は正義公正の観点からも認められるべきではないのはいうまでもない。しかしながら実際に出願されてしまった場合には、正当権利者にできるのは、異議・取消請求くらいである。しかも、本稿後半にあるように、馳名商標の認定は近年かなり難しく、ほとんどの日本商標は本稿にある『商標法第31条』によることになると考えられるところ、本条適用には「係争商標出願人の悪意」の証明が必要であり、この照明は困難性が高いのではないかと推測される。結局、最も簡便でありながら実効性の高いのは、中国進出の可能性がはっきりする前から抜け駆け登録対策として中国でも商標登録出願してしまうという手であろう。日本円との為替レートからすればまだ相対的に、中国代理人のチャージは全般的に安いし、マドリッドプロトコールに基づく出願などをするコストを抑えることが可能であると考ええる。

原著者紹介・・・

高翔 中華人民共和国商標弁理士 北翔知識産権代理有限公司 パートナー
日本語版ホームページ <http://www.peksung.com/jp/hompy/>

日本語訳担当者紹介・・・

王燕 中華人民共和国商標弁理士 北翔知識産権代理有限公司

日本側監修・コメント担当者紹介・・・

友野 英三 日本国弁理士 友野国際特許事務所 所長
ホームページ <http://www.tomono.org>
著書：「合衆国特許クレーム作成の実務」他多数。